ひたちなか市立勝田第三中学校の運動部活動に係る活動方針

ひたちなか市立勝田第三中学校

１　運動部活動の基本的な考え

○　運動部活動は，学校教育の一環として実施する教育活動であり，生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに，体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから，学校の教育目標に基づき，今後も計画的に実施する。

○　全職員の共通理解の下，生徒のバランスがとれた生活と成長に配慮するとともに，運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう，学校としての組織力を高めながら，学校教育全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

２　運動部活動の休養日の設定

○　学期中は週当たり２日以上（平日は少なくとも１日，土曜日及び日曜日はいずれか１日以上）を休養日とする。また，週末に大会参加等で活動した場合は，休養日を他の日に振り替える。

○　テスト期間は，中間テスト，期末テストともに２日前から休養日とする。

○　学校閉庁日及び年末年始は，休養日とする。

３　運動部活動の活動時間

○　１日の活動時間は，平日は２時間程度，休業日は３時間程度とする。

○　完全下校時刻は以下のように設定する。

４月～ ９月	１８時００分
10 月	１７時１５分
11 月～ １月	１７時００分
２月	１７時１５分
３月	１７時１５分

○　夏季休業中の活動日数は２０日以内とする。

４　運動部活動の朝の活動

○　原則として，朝の活動は行わない。

５　学校単位で参加する大会等の見直し

○　校長は，各運動部が参加する大会・試合等を把握し，生徒や運動部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して，参加する大会・試合等を精査する。

６　熱中症の事故の防止

○　熱中症の事故防止のため，こまめな水分・塩分の補給等，生徒の健康管理に努める。また，気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等にも十分留意し，活動の中止や延期の対応を検討する。特に，暑さ指数が３１℃以上の場合は，屋外の活動は行わない対応をする。（WBGT 等でこまめに計測の上対応する。）

７　文化部の活動

○　文化部活動は運動部活動に準じた取扱いとする。